

訪問看護重要事項説明書

様

1. 事業の目的

医療法人北辰会が開設する氷見訪問看護ステーション（以下「ステーション」という）が実施する指定訪問看護事業及び指定予防訪問看護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師、その他の従事者（以下「看護師等」という）が、要介護状態及び要支援状態にある者（以下「要介護者」という）で、かかりつけ医師が必要を認めた者に対して、適正な事業の提供を目的とします。

2. 運営の方針

- （1）ステーションの看護師等は、要介護者の心身の特性を踏まえ全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるよう支援します。
- （2）事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・介護・福祉のサービスを提供する者との密接な連携を図り総合的なサービスの提供に努めます。
- （3）ステーションにおいて、居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムを通じて利用者の診療情報を取得し、当該情報を活用して質の高い医療の提供に努めます。

3. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口（8：30～17：00）

電話：0897-57-7015
担当：信岡 めぐみ（所長）
* ご不明な点はなんでもお尋ね下さい。

4. 氷見訪問看護ステーションの概要

（1）提供できるサービスの種類と地域

事業所名	医療法人北辰会指定訪問看護ステーション
所在地	愛媛県西条市氷見丙476番地4
介護保険指定番号	訪問看護・介護予防訪問看護 3860690175
サービスを提供する地域	西条市 *以外の地域の方もご相談に応じます

（2）事業所の職員数

訪問看護従事者	資格	常勤換算
	看護師 作業療法士	2. 5人以上 2人（兼務含む）

5. ステーションの営業日及び営業時間

月曜日～金曜日 8：30～17：00

土曜日 8：30～12：15

(国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

＊電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制をとり、必要に応じて訪問を行います。

緊急時訪問看護加算に同意いただいた方には 電話番号をお知らせします。

6. サービス内容

事業者は、以下のサービスの中から利用者に応じて選択されたサービスを提供します。

①健康相談	・病状の観察、健康チェックと助言
②日常生活の看護	・全身清拭、入浴介助、洗髪や整容等状態に応じた清潔のケア ・排泄のケア（排尿、排便に関する症状観察、必要時に対応） ・寝たきり、褥瘡予防のためのケア (体位変換、除圧法、栄養面等の家族への助言) ・終末期の看護 (在宅での終末期までを支援、介護者への相談・助言・精神的支援)
③精神的、心理的な看護	・不安定な精神、心理的な状況にある利用者への支援・助言
④認知症の看護	・生活リズム、日常生活自立への支援 ・悪化防止のための援助
⑤より効果的な治療のための看護	・慢性疾患（糖尿病、高血圧等）の看護と療養生活についての相談 ・服薬指導、管理 ・留置カテーテル、経管栄養、人工呼吸器、在宅酸素など医療器具装着者への看護、管理 ・かかりつけ医師の指示による処置
⑥介護者に対する支援	・利用者の病状、介護、その他あらゆる日常生活に関する相談・指導 ・介護者に対する精神的支援
⑦在宅リハビリテーション	・体位変換、関節などの運動 ・日常生活動作の訓練 ・呼吸リハビリなどによる安楽な呼吸への支援
⑧24時間対応 (加算に同意された方が対象となります)	・夜間休日などに病状が変化した場合、電話による相談および主治医の指示を受けての対応 ・緊急時には状態に応じた対応

7. 介護保険法の指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の利用料

(1) 指定訪問看護・指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとします。

サービス内容	要介護	介護予防	備考
20分未満	314円	302円	*20分未満の利用は、週に1回以上 20分以上の訪問看護が行われている場合
30分未満	471円	450円	
30分以上1時間未満	823円	792円	
1時間以上 1時間30分まで	1128円	1087円	
○理学療法士等は 1回20分以上	1回 294円	1回 283円	1度の訪問につき、2回40分を基本とします
早朝・夜間加算	基本時間の 25%増		早朝：午前6時から8時 夜間：午後6時から10時
深夜加算	基本時間の 50%増		深夜：午後10時から午前6時
緊急時訪問看護加算	600円/月		利用者及びその家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、かつ、必要に応じて緊急訪問を行う場合
特別管理加算Ⅰ	500円/月		在宅麻薬等注射・在宅腫瘍化学療法注射・在宅強心剤投与・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
特別管理加算Ⅱ	250円/月		在宅自己腹膜灌流・在宅血液透析・在宅酸素療法・在宅中心静脈栄養法・在宅成分栄養経管栄養法・在宅自己導尿・在宅持続陽圧呼吸療法・在宅人工呼吸・在宅自己疼痛管理・在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態、人工肛門・人工膀胱を設置している状態・真皮を超える褥瘡の状態、点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態
長時間訪問看護加算	300円/回		特別管理加算の対象者に対して、所要時間が1時間30分以上の訪問看護を行った場合
複数名看護加算	254円/回(30分未満) 402円/回(30分以上)		利用者の身体的理由など状況から判断して必要と認められるとき同時に複数の看護師により訪問を行う場合
初回加算(Ⅰ)	350円/月		新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して病院又は施設から退院又は退所した日に初回の訪問看護を提供した場合
初回加算(Ⅱ)	300円/月(Ⅱ)		新規に訪問看護計画を作成した利用者、初回の訪問看護を提供した場合

退院時共同加算	600円／月	病院・介護老人保健施設に入院又は入所中に主治医等と連携して、在宅生活における必要な指導を行った場合
看護・介護連携強化加算	250円／月	訪問介護事業所と連携し、訪問介護員の支援を行った場合
サービス提供体制 強化加算（Ⅰ） 強化加算（Ⅱ）	6円／回 3円／回	研修等を実施しており、かつ、看護師等の総数のうち勤続年数7年以上の者の割合が30%以上であること 年数3年以上の者の割合が30%以上であること
ターミナルケア加算	2500円／回	在宅で死亡したとき、その死亡前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後24時間以内に在宅以外で死亡した場合も含む）
処遇改善加算	1.8%	1月の利用料に1.8%上乘せとなります。 職員の賃上げ、職員研修、職場環境改善に当てられます。

要介護度別、居宅介護サービス支給限度額を超えてしまう場合、超過分は全額自己負担となります（その他の利用料）

交通費	実施区域内は無料
	実施区域外の3kmごとに100円
死後の処置料	10000円（税別）

＊利用時間超の訪問（介護者側の理由等）30分につき1500円を利用料に加算

- （２）前項の費用に関わるサービスの提供にあたってはあらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用については文書で説明を行い、利用者の同意を得るものとします。
- （３）当ステーションは、第３者評価の実施はしておりません。

８．利用料金のお支払いについて

口座引き落としの手続きをお願いいたします。
翌月の指定日に引き落としさせていただきます。

９．衛生管理等

看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備・備品等の衛生的な管理に努めます。

１０．事故発生時の対応等

- （１）看護師等は、業務の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- （２）ステーションは、業務の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

1 1. 緊急時等における対応方法

看護師等は、訪問看護実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは必要に応じて臨時緊急の手当を行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い指示を求め、関係機関に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者に報告します。

1 2. 個人情報の保護

ステーションは、在宅で医療や介護を受けながら生活をされている利用者への訪問看護の提供を通して個人情報を取得し保有しています。個人情報保護法の趣旨に従い厳重に管理します。

(1) 個人情報に対するステーションの基本姿勢

ステーションは、個人情報保護法の趣旨を尊重し「個人情報保護方針」を定め、利用者の皆様の個人情報を厳重に管理します。

(2) ステーションが保有する個人情報の利用目的

ステーションは、訪問看護の申し込み、訪問看護の提供を通じて収集した個人情報は利用者・ご家族の方への心身の状況説明、看護記録・台帳の作成等といった訪問看護の提供のために必要に応じて利用させていただきます。

また、利用者の皆様の個人情報は訪問看護の提供以外にも以下のような場合、必要に応じて第三者に提供される場合があります。

- ・ 病院、診療所、薬局及びその他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者等とのカンファレンス等による連携、照会への回答
- ・ 特別養護老人ホーム、介護保健施設入所時の照会への回答
- ・ 保険者への相談、届け出及び照会への回答
- ・ 学会、研究会等での事例研究発表
- ・ 学生等の実習、研修への協力のため

(3) ステーションが保有する個人情報の保存

収集した個人情報は法律に定められた期間保存することを義務づけられています。保存の実施方法、期間、廃棄処分方法については適用される法律ごとに異なります。

1 3. 虐待防止に関する事項

(1) ステーションは、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。

- ① 虐待を防止するための対策を検討する委員会の開催（2回以上／年）
- ② 虐待を防止するための看護師等に対する研修（1回以上／年）
- ③ 虐待防止のための指針

(2) ステーションは、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

(3) 身体の拘束等について

- ① ステーションは、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等はいりません。

- ② ステーションは、身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

14. 業務継続計画の策定等

(1) ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

(2) ステーションは、看護師等に対して、業務継続計画について周知すると共に、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

(3) ステーションは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15. サービス内容に関する苦情

当事業者のサービス内容に関する苦情は担当者が承ります。

(担当者) 信岡 めぐみ (電話) 0897-57-7015

本庁長寿介護課	西条市明屋敷164番地 (電話) 0897-56-5151
東予総合支所	西条市周布349番地1 (電話) 0898-64-2700
小松総合支所	西条市小松町新屋敷甲496番地 (電話) 0898-72-2111
丹原総合支所	西条市丹原町池田1733番地1 (電話) 0898-68-7300
愛媛県国民健康保険団体連合会 介護保険課	松山市高岡町101番地-1 (電話) 089-968-8700

※市役所連絡に関して

月～金曜日 8:30～17:15 (休み：土・日曜日・祝日・12/29～1/3)

16. その他利用についての留意事項

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意下さい。

- ・訪問看護記録はご希望があれば、後日プリントアウトし訪問時、ご自宅にお持ちいたします。
- ・ケアプランに計画されている以外の業務については介護保険外のサービスとなりますのでご了承下さい。
- ・他の利用者に影響を与える可能性のある疾患（感染症：コロナ・インフルエンザ・ノロウイルス・他）が、明らかとなった場合には速やかに事業所に連絡してください。訪問時間帯等の変更をお願いする場合があります。

- ・ 暴風雨警報など、きわめて天候が不良の場合、大規模自然災害の場合は、訪問を見合わせる、又は日時の変更等の調整を行う場合があります。
- ・ ステーションは、適切な訪問看護の提供を確保する観点から、利用者宅において行われる性的な言動、又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上、必要かつ範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化等の必要な措置を講じます。
- ・ 看護師等へのお心使いは遠慮させていただきます。

令和 8 年 7 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問看護についての重要事項の説明を受けました。

(ご利用者) 住所 _____

氏名 _____ 印

(続柄：) 住所 _____

氏名 _____ 印

(立会人：) 住所 _____

氏名 _____ 印

訪問看護の提供開始にあたり利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

(事業者) 所在地 西条市氷見丙 4 7 6 番地 4
事業者 医療法人北辰会
理事長 眞鍋 克己 _____ 印

所属 氷見訪問看護ステーション
説明者 信岡 めぐみ _____ 印